

友引日の臨時開業

旭川聖苑では、平成22年度から事前に使用申込みがあったときは休業日（友引日）を臨時に開業し、火葬を行います。

1. 事前の使用申込みの方法と問合せ先

項目	内容
申込方法 (臨時開業の決定)	(1) 友引日に火葬を行う場合は、 <u>次のいずれかの方法</u> で使用の申込みを行ってください。 ① 友引日前日の午後5時15分までに市役所各窓口（市民課・各支所・夜間または土日祝日は宿日直）へ旭川聖苑の使用申請を行ってください。 ② 友引日前日の午後5時15分（友引日前日以外は午後5時）までに旭川聖苑へ電話で事前申込みを行ってください。（旭川聖苑 電話：39-7890）
臨時開業決定後の申込等	(2) 上記に加え、既に臨時開業することが決まっている場合は、友引日前日の午後5時15分以降の申込みもできませんので、次により確認し申込を行ってください。 ① 下記(3)「臨時開業の確認方法」の問い合わせ先に、臨時開業の確認を行ってください。 ② 既に臨時開業することが決まっている場合は、市役所各窓口（市民課・各支所・夜間または土日祝日は宿日直）で使用申請を行ってください。
臨時開業の確認先	(3) 臨時開業については、次の問い合わせ先に確認してください。 ① 旭川聖苑（電話：39-7890） 午前9時～午後5時（友引日前日は午後5時15分まで） ※臨時開業しない友引日は休業しています。 ② 市民生活課（電話：25-5150） 月～金 午前8時45分～午後5時15分（祝日・年末年始の休日を除く。） ③ 市役所宿日直（電話：26-1111） 月～金 午後5時15分以降及び土・日・祝日・年末年始

2. 臨時開業日当日の旭川聖苑での受付

項目	内容
火葬	受付時間 午前9時30分～正午（この間に到着した場合に火葬を行います。）
霊安室	受付時間 午前9時30分～正午
売店	営業しません。

※火葬の申込が無い場合は休業していますので、霊安室の受付は行いません。

3. 臨時開業しない日

項目	内容
完全休業日	1月1日・2日、毎月第2友引日 (毎月第2友引日は、施設設備の維持・保守管理のため完全休業日とします。)